

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2025年6月1日より、みたき在宅ケアセンター訪問看護ステーションでは「訪問看護医療 DX 情報活用加算」の算定を開始いたします。

対象者

訪問看護療養費を算定されるご利用者様(医療保険で訪問看護をご利用の方)

加算額

月1回 50円

算定基準

以下の条件を満たす必要があります。

1. 訪問看護療養費および公費負担医療に関する費用の請求時に、命令第1条で規定された電子情報処理システムを使用していること。
2. 健康保険法第3条第13項に基づき、電子資格確認を行う体制が整備されていること。
3. 医療 DX 推進に関連する体制および情報取得・活用に関して、詳細がウェブサイトに掲載されていること。

みたき在宅ケアセンターの取り組み

みたき在宅ケアセンターでは、マイナ保険証を活用した資格確認(オンライン資格確認)体制を整備しています。

ご利用者様の同意をいただいた上で診療情報をシステムから取得し、訪問看護の提供および指導に活用しております。

この仕組みにより、質の高いサービスを提供し、より充実した訪問看護サービスをご利用いただけるよう努めております。

より良いサービスをご提供するため、マイナ保険証のご利用をおすすめしております。

2025年4月28日
医療法人尚豊会
みたき在宅ケアセンター